

# 「美濃加茂市新庁舎整備に関するおでかけワークショップ」実施要領

## 1 目的

市民団体と市が新庁舎整備に関する対話を行い、新庁舎整備の進め方の参考とする。

## 2 対象となる市民団体

美濃加茂市内に在住または、通勤・通学している者で構成される5名以上の団体で「美濃加茂市新庁舎整備に関するおでかけワークショップ」に応募した団体とする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りでない。

なお、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- ① 営利目的や政治、宗教に関することを懇談の内容とする団体
- ② 公序良俗に反する、又はその恐れがある団体
- ③ 特定の個人や団体に対する誹謗、中傷を懇談の内容とする団体
- ④ 新庁舎整備事業以外の内容が中心と思われる団体
- ⑤ 過去3か月以内に本ワークショップを実施した団体
- ⑥ その他、事業の趣旨に添わないと思われる団体

## 3 実施内容

実施内容は次の①から③に記載する内容とし、実施時間は1時間程度とする。

- ① 市から新庁舎整備の進捗状況を説明する
- ② 新庁舎整備に関する市民団体からの質問への回答を市が行う
- ③ 市民団体の皆さんと市が新庁舎整備に関する対話を行う

## 4 開催日程

市民団体と市が協議の上決定する。

## 5 開催会場

市民団体がご用意する会場、又は市が用意する会場とする。なお、市民団体と市が協議の上決定する。ただし、市は会場の費用負担を行わないものとする。

## 6 応募方法

開催を希望する市民団体は、次のいずれかの方法で、希望日の約1か月前までに申込書等を提出するものとする。

- ① 申込書(別紙1)、質問票(別紙2)及び参加者名簿(別紙3)を美濃加茂市総務部

新庁舎整備推進課窓口(本庁舎3階)へ提出。

- ② 申込書と参加者名簿を添えて、メールで新庁舎整備推進課まで提出(shinch  
osha@city.minokamo.lg.jp)

#### 7 その他

- ① 自然災害の発生等の公務の場合、または市民団体からの参加者が5名未満となった場合、実施を中止させていただくことがあります。
- ② 本実施要領は、事前の予告なく変更する場合があります。
- ③ 申込書提出後であっても、実施対象外となる団体と判断した場合には、実施を中止する場合があります。